相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市東幡豆町丸山二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三田　太助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

愛知県岡崎市緑丘二丁目一番地八　ＡＺＡビル二階みどりが丘法律事務所　相続財産管理人　弁護士　安藤　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県勝田郡奈義町荒内西六〇六番地、最後の住所大阪府枚方市渚西一丁目一一番七号　被相続人　亡　井戸　美鈴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階　相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市大字原一四八〇番地、最後の住所大阪府高槻市大字原九二四番地の四　被相続人　亡　細谷　貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

大阪市中央区平野町一―七―三ＢＲＡＶＩ北浜五Ｆ　さくら北浜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市押渕四八番地、最後の住所和歌山県岩出市西国分七八七番地二（三〇二号）　被相続人　亡　森　克年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

和歌山県和歌山市南中間町七二番地榎本・田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　手拝　誓哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区松二丁目一番地、最後の住所鳥取県米子市上後藤三丁目五番一号広江病院　被相続人　亡　尾崎　聰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

鳥取県鳥取市片原一丁目一一五番地カイナンマンション二〇〇号　相続財産管理人　弁護士　山崎　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字中山四二四番地五、最後の住所山口県防府市大字中山四二四番地の五　被相続人　亡　山田　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

山口県山口市中央五丁目二番三四号セントラルビル五Ｆ　相続財産管理人　弁護士　塩田菜穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県吾川郡いの町枝川一〇一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　池澤　泰昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

高知市升形一番一七号藤林ビル三階東　相続財産管理人　弁護士　山本　尚吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区片野新町一丁目三番、最後の住所北九州市小倉南区上曽根新町一三番一八―二〇六号　被相続人　亡　阿賀野敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

事務所北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル二階Ａ室　相続財産管理人　弁護士　多加喜寛明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区宮松二丁目二一四二番地、最後の住所福岡県福岡市東区宮松二丁目一七番五号　被相続人　亡　間永　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号　相続財産管理人　司法書士　秋根　喬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市中央町二四番地一八、最後の住所鹿児島県鹿児島市武一丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　田村　悦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

事務所鹿児島市大明丘三丁目二二番一三号　田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中佐和子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金十七億九百十七万六千三百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

平成二十九年一月六日

横浜市金沢区幸浦一丁目一〇番地　高田工業株式会社　代表取締役　末次　正博

第61期決算公告

平成29年1月6日

横浜市金沢区幸浦一丁目10番地

高田工業株式会社

代表取締役　末次　正博

貸借対照表の要旨

（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,470,609
	固定資産	6,706,711
	資産合計	**9,177,321**
負債及び純資産の部	流動負債	3,975,404
	賞与引当金	392,522
	固定負債	5,157,389
	退職給与引当金	290,761
	役員退職慰労引当金	298,481
	株主資本	50,326
	資本金	360,000
	利益剰余金	△309,673
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	△359,673
	（うち当期純利益）	(156,479)
	評価・換算差額等	△5,800
	その他有価証券評価差額金	△5,800
	負債・純資産合計	**9,177,321**